# 申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
建築基準法(昭和25年法律第201	道路内建築の許可	建築指導課
号)第44条第1項第4号		

1 審査基準のうちアーケード又は道路の上空に設ける通路についての審査基準は、

別添のアーケードの取扱について(昭和30年2月1日付国消発第72号・建設省発 住第5号・警察庁発備第2号・国家消防本部長・建設事務次官・警察庁次長通 達)

別紙アーケードの設置基準又は道路の上空に設ける通路の取扱等について(昭和32年7月15日付け建設省発住第37号・国消発第860号・警察庁乙備発第14号・建築事務次官・国家消防本部長・警察庁次長通達)別紙道路の上空に於ける通路の許可基準に定める基準を審査基準とする。

2 標準処理基準は60日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し 出てください。

別添

昭和30年発住第5号 国消発第72号 警察庁発備第2号

アーケードの取扱について

昭和30年2月1日

国家消防本部長、建設事務次官、警察庁次長から都道府県知事、都道府県公安委員会委員長、五大市公安委員会委員長宛

標記に関し、別紙の通りアーケード設置基準を定めたから、左記の事項に御留意の上事務の処理に遺憾のないようにせられたい。

おつて、貴管下各当該機関に対しても、この旨御指導、御連絡願いたい。

記

- ー アーケードの設置は、防火、交通及び衛生上の弊害を伴うものであるから、抑制の方針をとること。従つてこの 基準は、その設置を奨励する意味を持つものではなく、相当の必要があつて真にやむを得ないと認められる場合に おける設置の最低基準を定めたものであること。
- 二 この基準は、建築基準法第 44 条第 1 項但書に規定する「公共用歩廊その他これらに類する公益上必要な建築物」に該当する建築物の確認、消防法第 7 条に規定する同意、道路法第 32 条第 1 項第四号に規定する「歩廊、雪よけその他これらに類する施設」の許可、道路交通取締法第 26 条第 1 項第四号[現行道路交通法第 77 条]に該当するものの許可等の権限の行使に際しての基準を示したものであるから、この基準の実施についての別段の法的措置を要しないこと。なお、この基準に適合するアーケードについては、消防法第 5 条に基く措置を命じないこと。
- 三 この基準に定めるアーケードの外、アーケード類似のものは認めないこと。
- 四 この基準に対する制限の附加、アーケードの設置禁止区域等(基準第1項第五号及び第2項第一号ハ、ホ)は、アーケードの申請があつた際に定めても差支えないができ得れば、あらかじめ第5項の連絡協議会で決定して、適宜の方法によつて周知させておくことが望ましいこと。
- 五 アーケードの設置許可等に関する連絡及び調整を行うため、道路管理者、建築主事、警察署長及び消防長又は消防署長からなる連絡協議会を設けること。
- 六 連絡協議会は、アーケードの設置の申請があつたときに開催すれば足りるが、その設置が予想されるような都市においては、あらかじめ開催し、第4項の事務打合せ等を行つておくことが望ましいこと。
- 七 各機関は、それぞれ自己の所管部分に関して責任を有すると共に、他の機関の所管部門に関する意見を尊重 するものとし、許可等は、連絡協議会において各機関の意見が一致した場合に限り行うものとすること。
- 八 アーケードのうち、がんぎについては公益上の必要性により特に基準を緩和しているので、冬季人の通行を確保するため欠くことのできない場合以外は認めないこと。
- 九 アーケードが設置されたときは、市町村長は消防法第8条の規定により「防火責任者を定め、消防計画を立て、その訓練を行うべき建築物又は工作物」としてアーケードを指定すること。

- 十 アーケードが設置されたときはややもすれば道路上にみだりに商品、立看板、自転車等を存置する傾向があり、単に平常時の円滑な通行を妨げるばかりでなく、火災等の災害時において、延焼の危険を増大し、避難及び防災活動を著しく阻害するおそれがあるので、このようなことのないように厳重に取締ること。
- 十一 アーケードの設置後これに臨時的な広告物、装飾等の添架、塗装を行うときは、当然許可を要するものであるが、その外消防長又は消防署長は防火上支障がないよう設置者に対し指導を行うこと。
- 十二 適法に設置された既存のアーケードで、この基準に適合しない部分があるものについては、この基準に適合 するよう指導するものとし、特に道路の占用期間を更新しようとする場合には、厳に所要の事項を指示すること。
- 十三 仮設のアーケードで、期間を限つて設置を認めたものについては、当該期間が経過したときは撤去を励行させること。

十四 次の通知は当然廃止されること。

建築基準法第 44 条第 1 項の公共用歩廊の取扱について(昭和 26 年 11 月 13 日、住発第 551 号各都道府県知事宛住宅局長通知)

建築基準法第 44 条第 1 項公共用歩廊の取扱に関する件(昭和 26 年 12 月 3 日、道発第 196 号各都道府県知事宛道路局長通知)

建築基準法第 44 条第 1 項の公共用歩廊の取扱について(昭和 26 年 11 月 21 日、国消管発第 213 号各都道府 県消防主務部長宛国消総務課長通知)

## 別紙

アーケードの設置基準

### 目次

- 一 通則
- (1) 定義
- (2) 公共性
- (3) 交通
- (4) 美観
- (5) 制限の附加
- (6) 変更又は緩和
- 二 道路の一側又は両側に設けるアーケード
- (1) 設置場所及び周囲の状況
- イ 車馬の通行禁止道路
- ロ 国道又は主要道路
- ハ 通行の障害
- 二 都市計画上の支障
- ホ 消防危険区域
- へ 防火地域及び準防火地域
- ト 側面建築物の構造

- (2) 構造
- イ 車道への突出禁止
- ロ 道路中心の保有空間
- ハ 高さの限度
- 二 材料
- ホ 階数
- へ 壁の禁止
- ト 天井の構造
- チ 木造側面建築物による支持
- リ 主要な部分の強度
- ヌ 柱の径
- ル 側面建築物の避難障害
- ヲ 電気的絶縁
- (3)屋根
- イ 巾の限度
- ロ 車道への突出禁止
- ハ 切断又は断層部
- ニ 垂れ壁
- ホ 消火足場
- へ 開放部分
- (4)柱の位置
- イ 道路の有効巾員
- ロ 消防施設等との関係
- ハ 側面建築物の避難障害
- (5)添架物等
- イ 装飾物等
- 口 電気工作物
- 三 道路の全面又は大部分をおおうアーケード
- イ 道路巾員
- 口 背面道路
- ハ 側面道路
- ニ 側面建築物の構造
- ホ側面建築物の避難施設等
- へ 火災通報設備
- ト 高さの限度
- チ 排煙施設

- リ 登はん設備等
- ヌ 消火足場
- ル 交さ部分
- 四 屋根が定着していないアーケードの特例
- 五 仮設日よけの特例
- イ 設置期間
- 口 設置場所
- ハ 屋根の材料
- 二 構造
- ホ 屋根の構造
- 六 がんぎの特例
- 一 通則
- (1) この基準において、「アーケード」とは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため、路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。
- (2) アーケードは、がんぎ又は商業の向上のためにやむを得ないもので、且つ、相当の公共性を有するものでなければならない。
- (3) アーケードは、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路(道路交通取締法第2条に規定する道路をいう。以下同じ。)の見透しを妨げ、その他道路の交通の安全を害するようなものであつてはならない。
- (4) アーケードは、都市の防火、衛生及び美観を害するものであつてはならない。
- (5) 現地各機関は、アーケードを設置しようとする場所等の特殊性により、この基準のみによつては、通行上、防火上、安全上又は衛生上支障があると認めるときは、所要の制限を附加することができる。
- (6) この基準において現地各機関の裁量を認めているものを除く外、風土の状況、消防機械の種類、建築物の構造等の特殊性により、この基準に定める制限の効果と同等以上の効果をもたらす他の方法がある場合、この基準の一部を適用する必要がない場合、又はこの基準の一部をそのまま適用することによつて通行上、防火上、安全上若しくは衛生上支障がある場合において、この基準の一部を変更して実施する必要があると認めるときは、それぞれ所管部門に応じ中央機関に連絡の上、その処理を行うものとする。
- 二 道路の一側又は両側に設けるアーケード
- (1) 設置場所及び周囲の状況は、左の各号によらなければならないものとする。
- イ 歩車道の区別のある道路の歩道部分又は車馬の通行を禁止している道路であること。
- ロ 車道の巾員(軌道敷を除く。以下本号中に同じ。)が 11m 未満の一級国道若しくは二級国道又は道路法第 56 条の規定により指定を受けた車道の巾員が 9m 未満の主要な都道府県道若しくは市道でないこと。
- ハ アーケードの設置により、道路の円滑な通行を阻害するおそれのある場所でないこと。
- 二 都市計画広場又は都市計画街路で、未だ事業を完了していない場所でないこと。
- ホ 引火性、発火性若しくは爆発性物件又は大量可燃物を取り扱う店舗の類が密集している区域その他の消防上 特に危険な区域でないこと。
- へ 防火地域内又は準防火地域内であること。

- ト アーケードに面する建築物(以下「側面建築物」という。)のうち、防火上主要な位置にある外壁及び軒裏が、耐火構造又は防火構造であること。
- チ 街路樹の生育を妨げない場所であること。
- (2) 構造は、左の各号によらなければならないものとする。
- イ 歩車道の区別のある道路においては、車道内に又は車道部分に突き出して設けないこと。
- ロ 歩車道の区別のない道路においては、道路中心線から 2m 以内に又はその部分に突き出して設けないこと。但し、構造上やむを得ない梁で、通行上及び消防活動上支障がない場合は、この限りでない。
- ハ 地盤面からの高さ 4.5m 以下の部分には、柱以外の構造部分を設けないこと。但し、歩車道の区別のある道路 の歩道部分に設ける場合で、且つ、側面建築物の軒高が一般的に低く2階の窓からの避難を妨げるおそれがある 場合においては、地盤面からの高さ 3m を下らない範囲内で緩和することができる。
- ニ アーケードの材料には不燃材料を用いること。但し、柱並びに主要な梁及び桁には、アルミニウム、ジュラルミン等を、屋根には、網入ガラス以外のガラスを、それぞれ用いないこと。
- ホ階数は、一であること。
- へ 壁を有しないこと。
- ト 天井を設ける場合は、防火、排煙、換気、通行等に支障がない構造とすること。
- チ 木造の側面建築物に支持させないこと。
- リ アーケードは、積雪、台風等に対して安全なものであること。
- ヌ 柱は、なるべく鉄管類を用い、安全上支障がない限り細いものとすること。
- ル 側面建築物の窓等からの避難の妨げとならないようにすること。
- ヲ アーケードに電気工作物を設ける場合は、木造の側面建築物と電気的に絶縁するようにつとめること。
- (3)屋根は、左の各号によらなければならないものとする。
- イ 歩車道の区別のない道路に設ける場合の屋根の水平投影巾は 3m 以下とすること。
- ロ 歩車道の区別のある道路に設ける場合には、屋根の下端等が絶対に車道部分に突出しないようにすること。
- ハ 屋根には、アーケードの延長 50m 以下ごとに、桁行 0.9m 以上を開放した切断部又は高さ 0.5m 以上を開放した桁 1.8m 以上の断層部を設けること。但し、屋根にアルミニウム等の火災の際とけやすい材料を使用し、消防上支障がないと認めるときはこれを緩和することができる。
- 二 屋根の下面には、アーケードの延長おおむね 12m 以下ごとに鉄板等の垂れ壁を設けること。但し、前号但書の部分等でほのほの伝走のおそれがない場合は、この限りでない。
- ホ 屋根面上は、おおむね 6m ごとに、火災の際その上部で行う消防活動に耐えうる構造とした部分を設け、その部分の巾を 0.6m 以上とし、且つ、その部分に着色等の標示をすると共に要すればすべり止め及び手すりを設けること。(以下これらの部分を「消火足場」という。)
- へ 屋根面(消火足場で 0.8m 以下の巾の部分及び越屋根の部分を除く。)の面積の 2/5 以上を地上から簡便且 つ確実に開放しうる装置を設けること、但し、屋根(天井を有するときは天井面)が 1/4 以上の勾配で側面建築物 に向つて下つて居りその水平投影巾が 3m 以下であつて、且つ、アーケードの下の排煙、換気に支障がない場合 においてはこの限りでない。
- (4)柱の位置は、左の各号によらなければならないものとする。

- イ 道路に設置する場合にあつては路端寄りに設けること。但し、歩車道の区別のある道路であつて歩道巾員 3m 未満の場合には、歩道内の車道寄りに限り、歩道巾員 3m 以上の場合には歩道内の車道寄りにも設けることができる。
- ロ 消防用機械器具、消火栓、火災報知器等、消防の用に供する施設、水利等の使用及び道路の附属物の機能 を妨げるおそれのある位置並びに道路の隅切部分に設けないこと。
- ハ 側面建築物の非常口の直前及び両端から 1m 以内で避難の障害となるおそれのある位置に設けないこと。
- (5)添架物等は、次の各号によらなければならないものとする。
- イ 恒久的な広告物等の塗装若しくは添架又は恒久的な装飾をしないこと。但し、アーケードの両端(切断部、断層部等を含まないものとする)における地名、街区名等の標示で、不燃材料のみで構成され、アーケードの梁以上の高さに設けられるものについては、この限りでない。
- ロ 電気工作物は、アーケードの軒先から 0.2m 以内又は消防用登はん設備から 1m 以内の部分その他消防活動 上特に障害となる部分には施設しないこと。
- 三 道路の全面又は大部分をおおうアーケード

道路の全面をおおい、又は道路中心線から 2m 以内に突き出して設けるアーケードは、前項各号(第一号ロ、ト、 第二号イ、ロ、ハ、及び第三号イを除く。)によるの外、左の各号によらなければならないものとする。

- イ 道路の巾員が 4m 以上且つ 8m 以下であること。
- ロ 側面建築物の各部分から、側面建築物の前面以外の方向 25m 以内に巾員 4m 以上の道路若しくは公園、広場の類があること。但し、前段に規定する距離が 50m 以内で、その間に消防活動及び避難に利用できる道路がある場合は、この限りでない。
- ハ 側面建築物の延長おおむね 50m 以下ごとに避難上有効な道路があること。但し、周囲の状況により避難上支障がないときは、この限りでない。
- 二 側面建築物の延焼のおそれのある部分にある外壁及び軒裏は耐火構造又は防火構造であり、且つ、それらの部分にある開口部には防火戸が設けられていること。但し、この場合、敷地とアーケードを設置する道路との境界線は、隣地境界線とみなす。
- ホ 側面建築物は、既存のものについても、建築基準法施行令第 114 条及び第 5 章第 1 節並びに火災予防条例の規定に適合していること。但し、防火上、避難上支障がない場合は、この限りでない。
- へ 火災発生の際に、これを区域内に周知させるために有効な警報装置及びアーケードを設置しようとする道路の延長おおむね 150m 以下ごとに消防機関に火災を通報することのできる火災報知器が設けられていること。
- ト 柱以外の構造部分の高さは、地盤面から 6m 以上であること。但し、側面建築物が共同建築等で軒高が一定 し、消防活動上及び通行上支障がないときは、当該軒高及び地盤面からの高さ 4.5m を下らない範囲内で緩和する ことができる。
- チ 屋根面は、断層部分又は消火足場と交さする部分を除き、その全長にわたつてアーケードの巾員の 1/8 以上を常時開放しておくこと。但し、換気、排煙の障害となるおそれのない場合には越屋根の類を設けることができる。 リ アーケードを設置しようとする道路の延長 50m 以下ごとに屋根面上に登はんできる消防進入用の設備及びこ
- れに接して消防隊用の消火栓並びにこれに接続する立管及びサイアミーズコネクションを設けること。但し、街区又 は水の状況により消防上支障がないときは、その一部を緩和することができる。

- ヌ 前号の設備及び各消火足場を道路の延長方向に連絡する消火足場を設けること。
- ル その巾員の全部をアーケードでおおわれた道路と交ささせるときは、交さする部分を開放し、又は高さ 0.5m 以上を開放した断層部とすること。

## 四 屋根が定着していないアーケードの特例

屋根に相当する部分はガラス以外の不燃材料又は防炎処理をした天幕の類を使用しその全部を簡単に撤去することができ、且つ、容易に地上から開放できる装置をつけたアーケードで、交通上支障のない場合においては第2項中第二号二、第三号ロ、ハ、二、ホ及び第3項中イ、チ、リ、ヌは適用しない。

#### 五 仮設日よけの特例

夏季仮設的に設ける日よけで、期間終了後は全部の構成材料が撤去されるものについては、第2項中第一号 イ、ハ、ホ、第二号イ、ロ、ハ、ホ、ヘ、ト、リ、ヌ、ル、第三号イ、ロ、ハ、第四号全部及び第3項中ト、ルの規定のみ を適用する外、左の各号によらなければならないものとする。

- イ 設置期間は6月から9月までの4箇月以内であること。
- ロ 歩車道の区別のある道路の歩道部分のみに設けるものであること。但し、歩車道の区別のない道路にあつて アーケードの延長及び巾員並びに附近の建築物、道路、消防水利その他周囲の状況から、通行上、消防上支障が ない場合は、この限りでない。
- ハ 屋根の材料はビニール、よしず、天幕等軽量で、且つ、延焼の媒介となるおそれの少ないものであること。
- 二 構造は、容易に破壊消防を行いうるような簡単なものであること。
- ホ 延長 12m 以下ごとに少くとも屋根の部分を撤去しやすいように独立の構造としたものであること。

## 六 がんぎの特例

がんぎについては、第2項中第一号イ、ロ、ハ、第二号イ、ハ、二、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、第三号イ、ロ、ニ、第四号全部及び第五号全部のみを適用する。但し、地方の特殊事情によりこれらの規定の一部又は全部を適用しないことができる。

(昭和30年2月1日)

昭和 32 年発住第 37 号 警察庁乙備発第 14 号 国消発第 72 号 道路の上空に設ける通路の取扱等について

昭和 32 年 7 月 15 日

建設事務次官、国家消防本部長、警察庁次長から都道府県知事、都道府県公安委員会委員長宛 建築基準法の一部を改正する法律(昭和32年法律第101号)、建築基準法施行令の一部を改正する政令(昭和32年政令第99号)及び道路法施行令の一部を改正する政令(昭和32年政令第100号)の施行に伴い、道路の上空に設ける渡り廊下等の通路について別紙のとおり許可基準を定めたが、この基準は、建築基準法第44条第1項但書の許可、消防法第7条の同意、道路法第32条第1項又は第3項の許可、道路交通取締法第26条第1項の許可等をする場合の基準を示したものであるから、左記事項に御留意の上、この許可基準にのつとりこれらの法令の適正な運用を期するとともに、事務の処理に遺憾のないようにされたい。

なお、建築基準法の一部改正により、公共用歩廊を道路内に設ける場合においては、特定行政庁の許可を要することとなつたが、これについては、従来どおり、昭和30年2月1日付国消発第73号、建設省発住第5号、警察庁発備第2号通達に示す方針によつて取り扱われたい。

おつて、貴管下各機関に対しても、この旨御指導御連絡願いたい。

記

- 一 許可等に関する事務の連絡及び調整を行うため関係のある道路管理者、特定行政庁、警察署長及び消防長 又は消防署長からなる連絡協議会を設けること。
- 二 各機関は、それぞれ所管事項に関して責任を有するとともに、他の機関の所管事項に関する意見を尊重するものとし、連絡協議会において各機関の意見が一致した場合に限り、許可等をするものとすること。
- 三 連絡協議会は、許可等の申請があつたとき開催するものとするが、必要があるときは、あらかじめ開催し、この許可基準に対する制限の附加等に関する事務の打合せを行い、必要に応じ適宜の方法により周知させること。
- 四 道路の上空に通路を設けることは、安全上、防火上、衛生上その他都市計画的な見地からいろいろ問題が多いので設置場所、位置等について慎重に検討し、みだりに設置を認めないこと。
- 五 市町村長(都の特別区の存する区域については知事)は、道路の上空に通路が設けられた場合において必要があると認めるときは、通路とこれを設けた建築物とを一体として消防法第8条の規定によりその所有者等が防火 責任者を定め、消防計画を立て、その訓練を行うべき建築物として指定すること。
- 六 避難のための通路を道路の上空に設けた場合においても、建築基準法施行令の避難階段等の規定は、緩和 されるものではないこと。
- 七 道路の上空に通路が設けられた場合においては、ややもすれば通路内又はその下の道路上にみだりに商品、 立看板、自転車等を存置するようになり易いので、このようなことがないように厳重に取締ること。
- 八 各機関は、道路を縦断する通路その他特殊な通路については、この基準に抵触しないものであつても、当分の間、それぞれ中央機関に連絡の上、その処理を行うこと。

別紙

- (1) 道路の上空に於ける渡り廊下その他の道路(以下「通路」という。)は、建築物内の多数人の避難又は道路の交通の緩和等相当の公共的利便に寄与するものでなければならない。
- (2) 通路は、交通、防火、安全、衛生、美観を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれのあるものであつてはならない。
- (3) 通路は、たとえ臨時的であつても売場、店舗、商品置場、事務室等通行又は運搬以外の用途に供してはならない。
- (4) 通路は、これを設ける道路に面する建築物の採光を著しく害するものであつてはならない。また、通路を設ける建築物の通路の直下にある居室の開口部を採光に有効でないものとした場合においても、当該居室の採光が建築基準法第28条第1項の規定に適合する場合に限りこれを設けることができる。
- (5) 通路は、消防用機械の移動又は操作、救助、注水その他の消防活動を妨げるものであつてはならない。
- (6) 通路の規模は、常時通行する人数若しくは運搬する物品の数量又は非常の際避難する人数に応じて最小限度とすることとし、その階数は一とし、その巾員は 6m 以下としなければならない。
- (7) 通路は、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路の見透しを妨げ、その他道路の交通の安全を害しないように設けなければならない。
- (8) 各機関は、通路を設けようとする場所等の特殊性により、この基準のみによつては、通行上、防火上、安全上、衛生上その他周囲の環境保持上支障があると認めるときは、所要の制限を附加するものとする。
- (9) 各機関は、風土の状況、消防機械の種類、建築物の構造等の特殊性により、この基準に定める制限の効果と同等以上の効果をもたらす他の方法がある場合若しくはこの基準の一部を適用する必要がない場合又はこの基準をそのまま適用することによつて通行上、防火上、安全上、衛生上その他周囲の環境保持上支障がある場合において、この基準の一部を変更して実施し、又はその一部の適用を除外する必要があると認めるときは、それぞれ中央機関に連絡の上、その処理を行うものとする。

### 二 通路の設置数及び設置場所

通路の設置数及び設置場所は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 通路は、同一建築物について一箇とすること。ただし、建築物の用途及び規模によりやむを得ないと認められる場合においては、建築基準法施行令第 137 条[現行第 145 条]第 1 項第一号又は第三号に該当するもの一箇、同項第二号に該当するもの一箇、計二箇とすることができる。
- (2) 通路は、次に掲げる場所に設けないこと。ただし、周囲の状況等により支障がないと認められるときは、(ロ) の水平距離を縮小することができる。
- (イ) 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所
- (ロ) 通路を設ける建築物の隣地境界線から水平距離 10m 以内の場所

## 三 通路の構造

通路の構造は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 通路の防火措置は、次に掲げるところによること。ただし、用途及び周囲の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。
- (イ) 通路を設ける建築物から 5m 以内にある通路の床、柱(通路を設ける建築物の柱で通路を支える柱を含む。)及びはりは耐火構造とすること。

- (ロ) 通路と通路を設ける建築物との間には随時開けることができる自動閉鎖の甲種防火戸を設けること。
- (ハ) 通路を設ける建築物の外壁の開口部が大きい場合等で、その建築物の火災によつて通路による避難に支障がある場合には、その開口部に防火戸を設ける等通路による避難が安全であるように適当な措置を講ずること。
- (二) 通路には、適当な排煙の措置を講ずること。
- (2) 通路の路面からの高さは、電線、電車線等の路面からの高さを考慮し、これらの物件に支障を及ぼさないような高さ(5.5m 程度以上)とすること。
- (3) 通路は、これを支える柱をできる限り道路内に設けない構造とすること。
- (4) 通路は、これを設ける建築物の地震時の震動性状に応じて、適当な構造とすること。
- (5) 通路の構造計算をする場合、積載荷重は、床、柱、大ばり又は基礎に対して 1m² につき 500kg 以上とし、水平 震度は 0.2 以上、鉛直震度は 0.1 以上とすること。
- (6) 通路の下面には、必要に応じ照明設備を設けること。
- (7) 通路には、適当な雨どい及び多雪地にあつては雪止めの設備を設けること。
- (8) 通路の外部には、恒久的であると臨時的であるとをとわず、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は不必要な塗装をしないこと。

(昭和32年7月15日)